

## 平成 24 年度第 1 回吹田市医療審議会 議事録

### 1 開催日時

平成 24 年（2012 年）8 月 2 日（木） 午後 2 時～午後 3 時 47 分

### 2 開催場所

保健センター 研修室

### 3 出席委員

四宮眞男会長 川西克幸委員 山本道也委員 谷口学委員 大森洋子委員  
吉川秀樹委員 林亨委員 黒川正夫委員 椿尾忠博委員  
富田雄二委員 牲川正人委員

### 4 欠席委員

小倉信幸委員 内藤博昭委員 一居誠委員

### 5 市出席者

安井地域医療担当理事 齋藤福祉保健部次長 岸上保健センター所長  
木戸総務部危機管理室長 美馬行政経営部次長 前田市民病院事務局次長  
竹嶋総務部危機管理室参事  
以下、保健センター 岸参事 北川参事 曾谷主幹 乾主幹 宮崎主査 永井主任

### 6 案件

- (1) 平成 23 年度事業概要・実績報告について
- (2) 災害発生時における応急医療対策について
- (3) 報告
- (4) その他

### 7 公開・非公開の別及び傍聴者

公開

傍聴者 なし

### 8 会議の概要 別紙会議録のとおり

## 吹田市医療審議会会議録

会 長 初めに、審議会等の委員委嘱の見直しを行っております。これにつきまして、事務局より説明があります。

事務局 本市はこれまで、市議会議員に一部の審議会等の委員を委嘱してまいりましたが、議決機関と執行機関の二元代表制の趣旨からは適当ではないと判断いたしまして、法令に市議会議員の参画が定められているものを除きまして、市議会議員の審議会等への委嘱を見直すこととなりました。

本審議会につきましては、医療審議会規則第3条第2項第2号におきまして、公益代表者として本市市議会議員6人に対して委嘱をしておりましたが、こうした方針から今回から市議会議員の委員は参画しないこととなりましたので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 何かご質問はありませんか。

ご質問がないようですので、ご了承いただいたものとさせていただきます。それでは、案件(1)「平成23年度 事業概要・実績報告について」を議題とします。事務局から説明を受けます。

事務局 —【資料1 吹田市立保健センター及び吹田市立休日急病診療所 事業概要・報告書】に基づき、保健センター及び休日急病診療所の事業概要、実績について報告。—  
—【資料2 平成23年度(2011年度) 豊能広域こども急病センター診療実績報告書】に基づき、豊能広域こども急病センターの実績について報告。—

会 長 ただ今、保健センター、休日急病診療所及び豊能広域こども急病センターの平成23年度の事業概要・実績報告の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見がございましたらお受けします。

A 委員 私も市民病院で内臓脂肪解消セミナーの説明をするのですが、出席率のようなものは、わかりますか。

事務局 ただいまの特定保健指導でございますが、平成23年度の実績で申し上げますと受講率は17.5%という実績でございます。ちなみに、平成22年度は17.8%、平成21年度は13.4%ということで、少しずつあがっているんですが、22年度よりはわずかに減っている状況でございます。

会 長 よろしいでしょうか。では、他にございませんか。

それでは、ないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。災害発生時

における応急医療体制について事務局から説明をお願いします。

事務局 ー【資料3 吹田市災害時医療救護活動マニュアル（たたき台）、資料4 同フローチャート、参考資料 吹田市地域防災計画 平成24年4月修正<一部抜粋>】に基づき、説明。ー

会長 ただ今、災害発生時における応急医療対策ということで説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見がございましたらお受けします。

B委員 フローチャートの医療情報の収集の流れで、医師会、歯科医師会は診療所の情報把握となっているけど、資料3のマニュアルでは「診療所については医師会が外科、内科、その他の順に把握し」とあって、歯科医師会は何をすればいいのか、ということが1つ。文章とフローチャートが少し違うということ。

災害時の医療負担、受診者の医療負担についてどうするかということですが、生命の危機に関して云々かんぬんと言ってもらえないのは事実なんです、その限界はそちらで決めていただかないといけないのは事実でしょうし、運用するに当たっての受診者の負担。ずっとなしにするのかと言った結論を先に出していただかないと、困ると思うんです。そうした決定を誰がどうしていくのかということもありますよね。システムを作られるのはいいんですが、最初の段階で支払をどうするのか。阪神大震災のときでも、ボランティアで歯科が行き、近くで歯科が再開していると歯科が困ってしまう、という意見も現実的にあるわけですよね。もちろん生命の危機ということを考えると、それは大事なんです、お金のこともある程度、最初に決めていただくか、誰かが決める、ということにさせていただかないと困ると思うんですよね。人を調達するというところについても、お金をどこが払うのか、といったことについていかがでしょうか。

事務局 歯科の診療所の被害については、歯科医師会に情報把握をお願いしたいということでフローチャートには入っているんですが、資料3に入っていないというのは書き漏らしております。申し訳ありません。歯科医師会は歯科の診療所の状況を把握していただくということをお願いしたいということです。加えさせていただきます。

支払の関係ですが、命に関わる場合に支払のことをその時点できちりしておかないとできない、ということは難しい部分であるんですが、災害が起こった場合に何をどこに持っていったかとか、どこに人を派遣したということは、きちりと記録をとっていただくということが大切になってくると思います。今回の東日本大震災の場合ですと、記録がきちりされていなくて必要なところに必要な物が届いていないということがあったように聞いておりますので、記録をきちりとらせていただいたうえで、ある程度落ち着いた段階で支払のことを検討していく必要があるかと思っています。ただ、災害が起こった場合

に、国の方でこういった指示があるのかといったことも関係してきますので、とりあえずはきっちり記録をとっていただくということが必要になってくるかと思えます。事前にそういったことに取り組むということは今の段階では、難しいです。今後、マニュアルを作成するうえでは念頭においたうえで作成していきたいと思っております。

#### B 委員

ちょっと違うんですが。災害があったときに、例えば震度5以上だと保健センターの職員は参集するわけですよね。でも、それは普通の市民は知らないですよね。あと、自分自身が被災して、病院に行っても保険証すらないわけですよね。そういった支払をいつまで猶予するのか、あるいは猶予するのを誰が決めるのかですよね。もちろん、医療機関がすぐにお金をとれないのはそうなんですけど、ずっとタダというわけにはいかないでしょうし、その担保を吹田市の保健センターが取られるのかとか。聞きたいのはそういうことです。それがなかったら、受診したくてもできないというのが現実的にいっぱいあるわけですから。そういったことを含めてある程度決めてもらわないと、保険証がなくても受診できますよ、と言えるのかどうかは、決めておいてもらわないといけないですよね。

#### 事務局

おっしゃっている意味はわかりましたが、保健センターで責任を持つという内容ではなく、行政全体でどういう判断ができるかは内部で相談したうえでお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど、できるだけ記録をきっちりとってということは、取り急ぎの分で物流の動きを把握する、それによって費用がどれだけかかっているのかということも把握できるという意味でお答えしたんですが、実際の支払やどこが負担するのは国の制度もありますので、検討させていただきたいと思えます。

#### 会 長

今回の東日本大震災くらいの大規模なものでは、厚労省から支払についての通知が出て、この地域の方は医療費の請求はしないでくださいといったいろんなものが出てますが、いろんな状況がありますので行政だけでは決められないんでしょうけど、ただ、やる以上は行政で立て替えるくらいのもりじゃないと動いていただけないというところもあるんで、その辺は今後の対応だと思います。

今回、吹田の防災計画の中で医療救護ということで保健センターが隙間を埋めるということでたたき台を出していただきましたが、現実には大きな災害が起これば、基幹病院がお持ちのマニュアルに従って動かれるんだと思えます。その中でも指揮命令系統がきちんとしているということが、一本化されているものでないとだめですし、それに対してどういう風に動くかということで、恐らく基幹病院は前方支援、三師会はどちらかといえば、後方支援というか、それをバックアップするようなものになるでしょうし。

こちらは、保健センターでお作りいただいたんですが、実際に働いている先生方とのずれというか、取り方の違いがあると思います。実は、医師会の方で医療救護班の編成の図はあるんですが、実際のマニュアルはできておりませんので、9月に早々にマニュアルを作る委員会を立ち上げていきたいと思います。その中で、病院、行政とのすりあわせが必要になってくると思いますので、そこで検討させていただきたいなと思っているんですが。

事務局 今回のマニュアルにつきましては、行政がやるべきことということでその内容を作成させていただきました。ただ、当然のことながら、医療救護活動というのは医者判断が重要になってきますので、そういった判断を受けて、行政は裏方として支えるような感じで医療救護活動はしていかないといけないと思っています。医師会の方でそういった災害時の指揮命令系統についてご相談をされる機会をお持ちでしたら、ぜひとも行政として保健センターも参加させていただいて、このマニュアルに含めて医者との連携部分をその中で協議させていただければ大変ありがたいと思っていますのでよろしくお願いします。

会長 その予定で進めたいと思っていますので、その折には各基幹病院の先生方にもご指導をいただかないといけないですので、よろしくお願いします。ほかにご意見はございませんか。

A委員 フローチャートを見て思ったのは、保健センター、福祉保健部庶務班、病院部庶務班がいつも出てくるんですが、本部はどこになるんですか。まとめて本部という理解ですか。

事務局 危機管理室で災害対策本部を立ち上げるのですが、そこが行政の中心になります。それぞれの部署で役割分担をしていくことになっていきますが、統括部というのが本部の下で中心的な役割を果たす部署になります。

A委員 統括部は市役所にあるということですか。医療の代表者を集めて指揮系統を作るということになるんですか。

事務局 行政の中心ということです。ですので、お医者さんは入っておりません。医療関係は入っておりませんので、医療関係は、統括部の下で保健センターが中心となって動くことになっていきます。市民病院は別としまして。市民病院は、その病院の機能がありますので。それ以外の医療に関しては、保健センターが中心となって、行政の役割を果たしていくことになっていきます。ただ、報告は常に統括部にしていくことになっていきます。

会 長            これからの議論になるんでしょうけど、病院間でも病院の中でどこが統括していくのかということも必要になってくると思いますし、連携がなければ情報はいかないので、そういうことも含めて検討していきたいと思います。それから、班どおしで情報の交換をすることはなくさないといけないと思います。統括部への一方向だけで、班どおしの双方向はなくさないで、それこそ情報が錯綜して混乱すると思いますので、そうしたことも今後の検討課題としてまとめていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ほかに何かご質問はございますか。

                  それでは、案件3の報告、市民病院の地方独立行政法人化につきまして、市民病院からお願いします。

事務局            —【資料5 市民病院の地方独立行政法人化について】に基づき、説明。—

会 長            ただ今、報告につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けします。

                  特にございませんようですので、次の自己負担金の見直し及び事業見直しにつきまして、事務局からお願いします。

事務局            —【資料6 各種検診 自己負担額の改定について】に基づき、説明。—

会 長            ただ今、報告につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けします。

C委員            各種検診の自己負担額の改定についてですが、医師会からの要望でもありますが、受診率を精査していただいて、がんの発生率が上がってしまうと意味のないことですので、そこをよく検証していただきたいと思います。それから、資料の方も負担額が上がったというだけでなく、過去の受診者数とあわせてどれだけの金額が、市役所として負担が減ったかということも説明資料として必要なことだと思いますので、お願いしたいと思います。年間をとおして、いくらの予算査定なのかということをお願いしたいと思います。

事務局            1点目の今後の受診状況等を見て、自己負担金を見直すということでは、受診勧奨ももちろん進めていきますが、受診率が下がっていけば改めて見直すということも考えていきたいと思います。経費の点ですが、ただいま手持ち資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

D委員            検診の事業見直しに関しましては、我々も過去から吹田市民の健康と将来の医療費抑制ということで事業をしてきたつもりですので、内容に関しましては吹田市民のためになるということを基本的に考えて、継続させていきたいと考

えております。口腔ケアセンターに関しましては、9月3日からということで、歯科医師会の方からご案内を差し上げることもありますので、医療審議会の委員の先生方にも見学等していただければと思います。

会 長： それでは、大阪市立弘済院附属病院等の見直しにつきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局 —【資料7 大阪市立弘済院附属病院等の見直し】に基づき、説明。—

会 長 ただ今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けします。認知症を主体として基幹病院になっているんですが、附属病院は急性期病床として出されているんですか。これからもし、民間に移譲された場合は急性期病床としてお認めになるのか、現行で慢性期の療養病床的なもので考えているのか、それはわかりませんか。

事務局 そこまでの情報収集はできておりません。大阪府の医療計画では豊能地域は病床を増やすということは基本的にできませんので、現在の90床がそのまま民営化されるということで思っておりますが、内容については今後把握していきたいと思っております。

会 長 また、情報があれば教えていただければと思います。そのほかに何かご意見はございませんか。

それでは、特にご質問がないようですので、その他ということで、委員の方から何かございますか。特にないということで、私の方から1点、ご報告したいと思います。吹田の徳州会病院が平成17年から千里丘西に病院を開設したいということが言われておまして、豊能の医療推進協議会で急性期の病床については満杯なので、慢性期の病床についてはOKということで緩和ケアだとか回復リハの病床、あわせて365床は許可しますということで、話は進んでおります。それから住民説明会があったり、設計会社が変わったりということがあって、正式な報告というのが医師会にはなかったんですが、一昨日正式に吹田の医師会の方に着工したいということで改めて設計図面を持ってこられました。設計図面は当初と同じ許可内容ですので、特に問題はないと思います。それから、建物も最初23階建てということでしたが、今回は11階建て、しかも老健施設159床を含めての申請でございます。今、老健施設が本当に大阪府に承認されているのかどうか確認中でございますが、どちらにしても、着工に入りたいということで1週間後くらいに地鎮祭を執り行うということで聞いております。19年から5年間全く医師会の方に正式な報告はなくて、今回ございましたので、もう一度、近隣の病院長の先生方、豊能・三島の医療圏の各医師会長、以前の経緯をご存知だった会員、吹田の医師会の近隣の会員、希望

される先生方にお集まりいただき、再度意見交換会を行ったうえで、十分会員に説明責任を果たしていただき、納得していただいたうえでスタートしたいなど考えております。8月25日の午後3時から5時まで、阪急エキスポパークで開催しますので、関係される先生方にぜひご出席いただき、ご発言をいただけたらなと思っております。行政からもきていただきたらと思います。老健なんかの事業で絡むこともありますので。

E委員           よろしければ私が行かせていただきます。

会 長           はい。そういう経過ですので、ご報告申し上げたいと思います。そのほか、何かございませんか。それでは、事務局の方から次回の開催等についてお願いします。

事務局           今年度の第2回目の開催日程でございますが、11月下旬を予定しております。具体的には、11月22日又は29日、両日とも木曜日で14時から、保健センターのこちらの会場だと思っております。また、調整させていただきまして、1ヶ月くらい前までに委員の皆様へ通知をさせていただきたいと思っておりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

会 長           それでは本日の吹田市医療審議会を閉会します。長時間ご協力をいただき、ありがとうございました。